

秦野市

国土強靱化地域計画



令和8年（2026年）3月改定

目 次
(秦野市国土強靱化地域計画)

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 市地域計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 市域の概況	3
第1章 基本的な考え方	4
1 基本目標	4
2 事前に備えるべき目標	4
第2章 脆弱性評価	5
1 脆弱性評価の考え方	5
2 想定するリスク	5
3 起きてはならない最悪の事態の想定	5
4 政策分野の設定	7
5 脆弱性評価の結果	7
第3章 強靱化の推進方針	30
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	30
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)	38
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	42
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	43
5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む) を機能不全に陥らせない	44
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、 ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークを確保するとともに、これらの 早期復旧を図る	45
7 制御不能な二次災害を発生させない	47
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復 できる条件を整備する	50
第4章 計画の推進	60
1 市地域計画の推進体制	60

2	施策の重点化	60
3	計画の見直し	61

はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の経験を踏まえ平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、この基本法に基づいて、平成26年6月には、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）とともに、「国土強靱化アクションプラン」を策定し、政府一丸となって強靱な国づくりを進めています。

国土強靱化とは、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていこうとするものです。

神奈川県（以下「県」という。）は、このような国の動きに合わせて、大規模自然災害に対する脆弱性評価を実施するとともに、平成29年3月に県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる、「神奈川県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）を策定しました。

これらの国、県の動きを受け、本市は、都心南部直下地震、南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生や集中豪雨、激甚化する台風等による河川氾濫、土砂災害等の大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、市民の生命及び財産を守れるよう、本市の強靱化に関する指針となる秦野市国土強靱化地域計画（以下「市地域計画」という。）を策定するものです。

2 市地域計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定します。

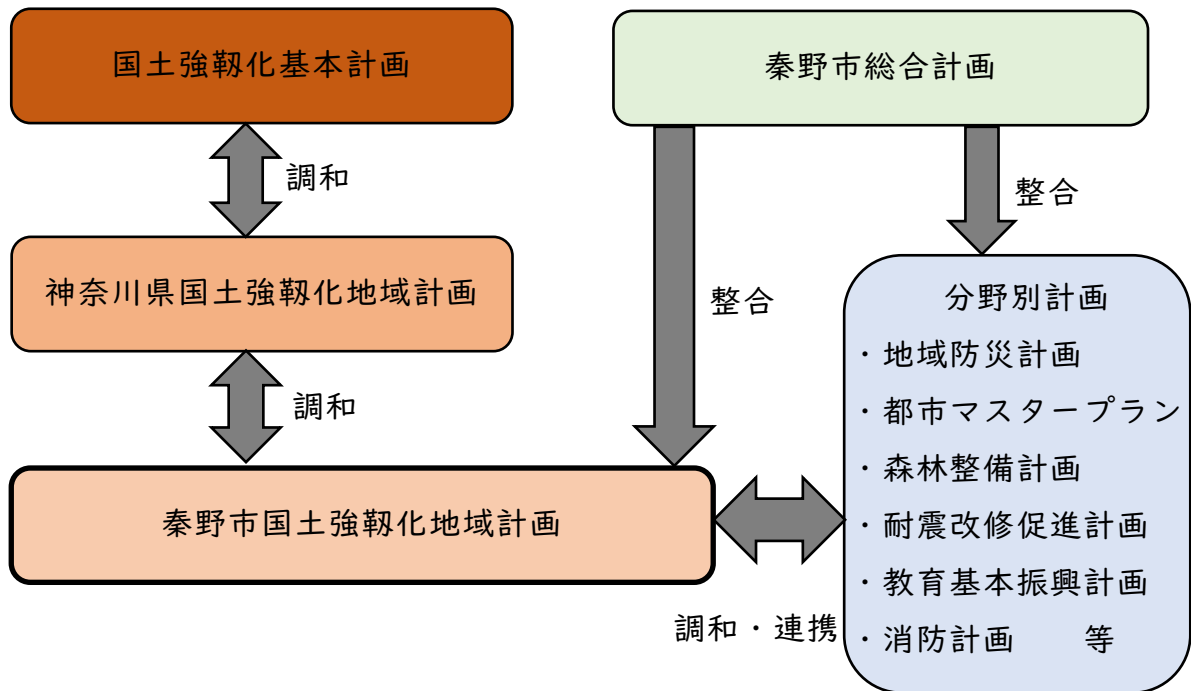


図1 計画の位置付け

3 計画期間

市地域計画が対象とする期間は、秦野市総合計画と合わせ、令和3年度から令和12年度までの10年間としますが、計画期間中であっても、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 市域の概況

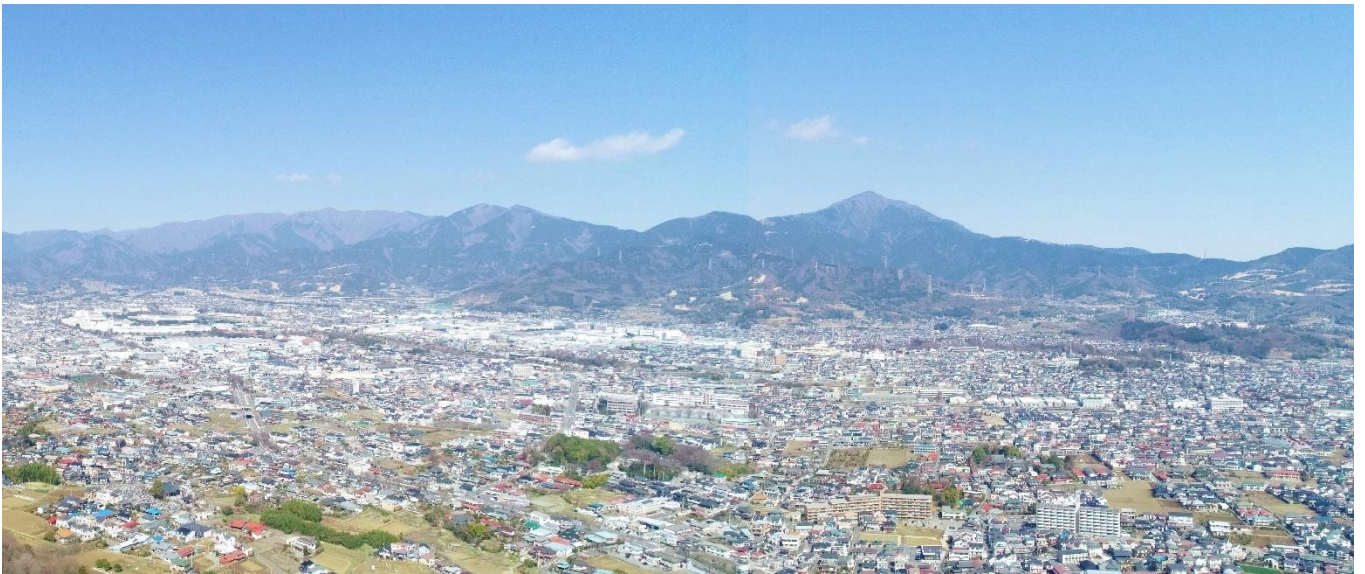
本市は、神奈川県央の西部に位置し、東京から約60キロメートル、横浜から約37キロメートルの距離にあり、市役所庁舎（桜町一丁目3番2号）は、東経139度13分24秒、北緯35度22分17秒に位置しています。

市域の東部は、伊勢原市、西部は松田町及び大井町、南部には、中井町及び平塚市、北部は厚木市、山北町及び清川村に接し、面積103.76平方キロメートルです。



本市は、沿岸から離れていることから、大地震による津波被害は想定されていませんが、北方には、いわゆる神奈川県の屋根丹沢連峰が控え、南方には、渋沢丘陵と呼ばれる台地が東西に走っており周囲を山に囲まれています。

また、市内を流れる河川の多くは、丹沢連峰の^{りょうせん}陵線の合間から発しており、がけ地が多く散在しているため、地震や大雨等による土砂災害が発生するおそれがあります。



震生湖から丹沢山塊をドローンで撮影

第1章 基本的な考え方

本市の国土強靱化を推進するに当たり、「基本目標」及び基本目標を達成するために必要な「事前に備えるべき目標」を次のとおり定めます。

なお、各目標は基本計画との調和を保つため、基本計画と同様とします。

1 基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

2 事前に備えるべき目標

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- (5) 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- (6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークを確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない
- (8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国土強靱化の推進を図るうえで必要な対策を明らかにするため、本市が直面する大規模自然災害等のリスクに対し、現行の施策のどこに問題があるのかの脆弱性の評価を行うため、国が実施した評価手法等を参考に、脆弱性評価を実施します。

2 想定するリスク

遠くない将来に発生する可能性があるとして予測されている、都心南部直下地震、南海トラフ巨大地震等の大規模地震や、地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化や、集中豪雨等による河川氾濫、土砂災害等の大規模自然災害を想定します。

3 起きてはならない最悪の事態の想定

基本計画の45のリスクシナリオ及び県地域計画の40のリスクシナリオを踏まえ、市地域計画では34の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

※ 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の欄に掲げる番号は、県地域計画に定める番号を使用することから、市地域計画には空番号が存在します。

事前に備えるべき目標

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な火山噴火・風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止
		5-6	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークを確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次災害の発生
		7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有機物質の大規模拡散・流出
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4 政策分野の設定

34の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、必要な政策分野として、次の6つの個別政策分野と1つの横断的分野を設定します。

【個別政策分野】

- ・ 行政機能／警察・消防等
- ・ 住宅・都市・交通・国土保全
- ・ 保健医療・福祉
- ・ 情報通信
- ・ 産業・物流・エネルギー
- ・ 環境・農林水産

【横断的分野】

- ・ リスクコミュニケーション

5 脆弱性評価の結果

本市では、神奈川県地震防災戦略や秦野市地域防災計画を参考としながら、34の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、国土強靱化に資する施策について整理し、脆弱性評価を実施しました。

国土強靱化に係る施策の整理結果は、別表1（8項）のとおり。

また、脆弱性評価の結果は、別表2（13項）のとおり。

(別表1) 施策の整理結果

	1 行政機能/ 警察・消防等	2 住宅・都市・交 通・国土保全	3 保健 医療・福祉	4 情報通信	5 産業・ 物流・ エネルギー	6 環境・ 農林水産	7 リスクコミュニケーシ ョン
1-1	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策 避難場所の確保・整備 危険物等施設の安全対策 外国人の安全確保対策 関係機関との連携による防災訓練の実施 消防団・自主防災組織の強化 避難所の確保・整備 要配慮者等への支援 学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持 文化財所有者・管理者の防災対策 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策 市街地の防災性向上 避難場所の確保・整備 避難所の確保・整備 学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持 文化財所有者・管理者の防災対策 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携による防災訓練の実施 要配慮者等への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の安全確保対策 	<ul style="list-style-type: none"> 危険物等施設の安全対策 	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所の確保・整備 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策 危険物等施設の安全対策 市民の防災意識の向上 外国人の安全確保対策 防災教育の充実 ハザードマップによる啓発 住民参加の防災訓練の実施 関係機関との連携による防災訓練の実施 消防団・自主防災組織の強化 要配慮者等への支援 学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持 文化財所有者・管理者の防災対策
1-2	<ul style="list-style-type: none"> 防災拠点となる公共施設等の耐震化及び浸水対策 多数の者が利用する施設の安全確保 要配慮者等への支援 学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持 文化財所有者・管理者の防災対策 	<ul style="list-style-type: none"> 民間大規模建築物の耐震化 防災拠点となる公共施設等の耐震化及び浸水対策 学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持 文化財所有者・管理者の防災対策 	<ul style="list-style-type: none"> 防災拠点となる公共施設等の耐震化及び浸水対策 社会福祉施設の防災対策 要配慮者等への支援 				<ul style="list-style-type: none"> 民間大規模建築物の耐震化 防災拠点となる公共施設等の耐震化及び浸水対策 多数の者が利用する施設の安全確保 要配慮者等への支援 学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持 文化財所有者・管理者の防災対策
1-4		<ul style="list-style-type: none"> 治水対策 河川改修 排水施設の整備 市街地の防災性向上 				<ul style="list-style-type: none"> 農業用施設等の整備 	
1-5	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所の確保・整備 外国人の安全確保対策 関係機関との連携による防災訓練の実施 地域特性に応じた訓練の実施 消防団・自主防災組織の強化 避難所の確保・整備 多数の者が利用する施設の安全確保 要配慮者等への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害対策 治水対策 河川改修 市街地の防災性向上 避難場所の確保・整備 避難所の確保・整備 学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携による防災訓練の実施 社会福祉施設の防災対策 要配慮者等への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の安全確保対策 市民等への情報発信体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 危険物等施設の風水害対策 	<ul style="list-style-type: none"> 治山対策 農業用施設等の整備 避難場所の確保・整備 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害対策 市民の防災意識の向上 外国人の安全確保対策 防災教育の充実 ハザードマップによる啓発 住民参加の防災訓練の実施 関係機関との連携による防災訓練の実施 消防団・自主防災組織の強化 多数の者が利用する施設の安全確保

	1 行政機能/ 警察・消防等	2 住宅・都市・交 通・国土保全	3 保健 医療・福祉	4 情報通信	5 産業・ 物流・ エネルギー	6 環境・ 農林水産	7 リスクコミュニケーション
1-5	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等への情報発信体制の整備 ・学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに体対応方法の維持 ・文化財所有者・管理者の防災対策 ・火山災害対策 ・危険物等施設の風水害対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財所有者・管理者の防災対策 					<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等への支援 ・市民等への情報発信体制の整備 ・学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに体対応方法の維持 ・文化財所有者・管理者の防災対策 ・火山災害対策 ・危険物等施設の風水害対策
1-6	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の安全確保対策 ・消防団・自主防災組織の強化 ・市民等への情報発信体制の整備 ・災害情報の収集・伝達体制の整備 			<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の安全確保対策 ・市民等への情報発信体制の整備 ・災害情報の収集・伝達体制の整備 			<ul style="list-style-type: none"> ・市民の防災意識の向上 ・外国人の安全確保対策 ・住民参加の防災訓練の実施 ・消防団・自主防災組織の強化 ・市民等への情報発信体制の整備
2-1	<ul style="list-style-type: none"> ・広域応援体制の強化 ・飲料水、食料及び生活必需物資等の確保 ・学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに体対応方法の維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の耐震化及び給水体制の確保 ・学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品・医療機器等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品・医療機器等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水、食料及び生活必需物資等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水、食料及び生活必需物資等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の防災意識の向上 ・広域応援体制の強化 ・飲料水、食料及び生活必需物資等の確保 ・学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持
2-2	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立化対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・橋りょう等の整備 					
2-3	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による防災訓練の実施 ・救助・救急体制の充実 ・消防の広域化（連携・協力）の推進 ・消防職員の育成 ・広域応援体制の強化 ・救急高度化の推進 		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による防災訓練の実施 				<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による防災訓練の実施 ・広域応援体制の強化
2-4			<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品・医療機器等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品・医療機器等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料の確保 		
2-5	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者対策の推進 ・飲料水、食料及び生活必需物資等の確保 				<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者対策の推進 ・飲料水、食料及び生活必需物資等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水、食料及び生活必需物資等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の防災意識の向上 ・帰宅困難者対策の推進 ・飲料水、食料及び生活必需物資等の確保

	1 行政機能/ 警察・消防等	2 住宅・都市・交 通・国土保全	3 保健 医療・福祉	4 情報通信	5 産業・ 物流・ エネルギー	6 環境・ 農林水産	7 リスクコミュニケーション
2-6	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点となる公共施設等の耐震化及び浸水対策 ・関係機関との連携による防災訓練の実施 ・広域応援体制の強化 ・道路啓開・交通規制体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点となる公共施設等の耐震化及び浸水対策 ・道路・橋りょう等の整備 ・道路啓開・交通規制体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点となる公共施設等の耐震化及び浸水対策 ・関係機関との連携による防災訓練の実施 ・市民の救護能力の向上 ・災害時医療救護体制の整備 ・医薬品・医療機器等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時医療救護体制の整備 ・医薬品・医療機器等の整備 			<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点となる公共施設等の耐震化及び浸水対策 ・関係機関との連携による防災訓練の実施 ・広域応援体制の強化 ・道路啓開・交通規制体制の整備
2-7			<ul style="list-style-type: none"> ・災害時医療救護体制の整備 ・防疫体制の整備 ・広域火葬体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時医療救護体制の整備 			<ul style="list-style-type: none"> ・防疫体制の整備
3-3	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点となる公共施設等の耐震化及び浸水対策 ・実践的な訓練の実施 ・災害対策本部の機能強化 ・業務継続体制の確保 ・学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持 ・復興対策マニュアルの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点となる公共施設等の耐震化及び浸水対策 ・学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点となる公共施設等の耐震化及び浸水対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の機能強化 			<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点となる公共施設等の耐震化及び浸水対策 ・災害対策本部の機能強化 ・学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持
4-1		<ul style="list-style-type: none"> ・電線の地中化 ・雪害に対する安全性の確保 			<ul style="list-style-type: none"> ・電線の地中化 		<ul style="list-style-type: none"> ・輻輳への対策
4-2	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等への情報発信体制の整備 ・被災者支援等に対する情報提供体制の整備 			<ul style="list-style-type: none"> ・市民等への情報発信体制の整備 ・被災者支援等に対する情 			<ul style="list-style-type: none"> ・市民等への情報発信体制の整備
5-1					<ul style="list-style-type: none"> ・企業の防災体制の確立 		<ul style="list-style-type: none"> ・企業の防災体制の確立

	1 行政機能/ 警察・消防等	2 住宅・都市・交 通・国土保全	3 保健 医療・福祉	4 情報通信	5 産業・ 物流・ エネルギー	6 環境・ 農林水産	7 リスクコミュニケーシ ョン
5-2					・企業の防災体制の確立		・企業の防災体制の確立
5-5		・土砂災害対策 ・道路・橋りょう等の整備				・治山対策	・土砂災害対策
5-6	・飲料水、食料及び生活必需物資等の確保				・飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	・飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	・飲料水、食料及び生活必需物資等の確保
6-1		・発電設備の管理 ・雪害に対する安全性の確保			・企業の防災体制の確立 ・自立・分散型エネルギーの導入促進及び設備の管理		・企業の防災体制の確立
6-2		・水道施設の耐震化及び給水体制の確保 ・雪害に対する安全性の確保					
6-3		・汚水処理機能の確保 ・雪害に対する安全性の確保					
6-4	・道路啓開・交通規制体制の整備	・土砂災害対策 ・道路・橋りょう等の整備 ・電線の地中化 ・道路啓開・交通規制体制の整備			・電線の地中化	・治山対策	・土砂災害対策 ・道路啓開・交通規制体制の整備
7-1	・避難場所の確保・整備 ・消防団・自主防災組織の強化 ・消防の広域化（連携・協力）の推進 ・消防職員の育成 ・広域応援体制の強化 ・文化財所有者・管理者の防災対策	・市街地の防災性向上 ・避難場所の確保・整備 ・文化財所有者・管理者の防災対策				・避難場所の確保・整備	・消防団・自主防災組織の強化 ・広域応援体制の強化 ・文化財所有者・管理者の防災対策
7-3	・住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策 ・避難場所の確保・整備 ・道路啓開・交通規制体制の整備 ・応急危険度判定等の体制整備	・住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策 ・民間大規模建築物の耐震化 ・避難場所の確保・整備 ・道路啓開・交通規制体制の整備				・避難場所の確保・整備	・住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策 ・民間大規模建築物の耐震化 ・道路啓開・交通規制体制の整備

	1 行政機能/ 警察・消防等	2 住宅・都市・交 通・国土保全	3 保健 医療・福祉	4 情報通信	5 産業・ 物流・ エネルギー	6 環境・ 農林水産	7 リスクコミュニケーション
7-4		・河川管理施設の整備					
7-5	・危険物等施設の安全対策				・危険物等施設の安全対策		・危険物等施設の安全対策
7-6						・治山対策 ・森林の機能維持 ・農業用施設等の整備	
7-7	・市民等への情報発信体制の整備			・市民等への情報発信体制の整備			・市民等への情報発信体制の整備
8-1						・災害廃棄物の処理体制の整備	
8-2	・道路啓開・交通規制体制の整備 ・復興対策マニュアルの整備	・道路啓開・交通規制体制の整備					・道路啓開・交通規制体制の整備
8-3	・消防団・自主防災組織の強化 ・要配慮者等への支援 ・避難所の運営体制の整備 ・応急仮設住宅の迅速・的確な提供 ・ベット対策 ・災害救援ボランティア活動の充実強化 ・復興対策マニュアルの整備	・応急仮設住宅の迅速・的確な提供	・要配慮者等への支援 ・避難所の運営体制の整備 ・応急仮設住宅の迅速・的確な提供	・災害救援ボランティア活動の充実強化			・市民の防災意識の向上 ・防災教育の充実 ・消防団・自主防災組織の強化 ・要配慮者等への支援 ・ベット対策 ・災害救援ボランティア活動の充実強化 ・被災者相談の実施体制の整備
8-4	・復興対策マニュアルの整備	・地籍調査の推進					
8-5		・河川改修 ・排水施設の整備 ・地籍調査の推進					

(別表2) 脆弱性評価結果

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策(くらし安心部(防災課)、都市部(建築指導課))

本市の住宅の耐震化率は85%(H28.1.1時点)と、建て替え等により順次進んでいますが、都市の安全性の向上を図るためには、建築物の耐震性の向上を促進することが大変重要な課題であることから、住宅の耐震化を進めるため、耐震診断実施の呼びかけや、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等を促進する必要があります。また、屋内収容物等の転倒防止や落下防止などの安全対策を進める必要があります。

市街地の防災性向上(都市部(開発指導課)、建設部(道路整備課))

延焼拡大を防ぐ建物や道路等の整備を進め、地震発生時の火災による被害を抑制する必要があります。また、大規模盛土造成地の滑動崩落による被害を軽減するため、宅地の耐震化の取組を推進する必要があります。

避難場所の確保・整備(くらし安心部(防災課)、環境産業部(環境共生課、農業振興課)、都市部(まちづくり計画課)、建設部(道路整備課、公園課))

都市化が進む本市においては、公園、緑地、道路、河川などが、火災延焼の遮断効果とともに避難地等としても有効に機能することから、「秦野市みどりの基本計画」との整合も図りながら市街地内及びその周辺に公園や緑地の確保を一層進めるとともに、公共空間としての道路、河川機能を確保する必要があります。また、都市公園においては、防災上必要な整備を進めるとともに、いざというときに実効性のある対応が円滑に行われるよう、関係機関や関係者との連携に取り組む必要があります。市街地における緑地の確保については、「秦野市みどりの基本計画」との整合も図ってまいります。

危険物等施設の安全対策(消防本部(予防課))

危険物等施設は、取り扱う物質の性質上、地震やその他大規模災害時において火災等が発生した場合、周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大な被害を生じる可能性があるため、その安全性の強化、充実が必要です。先端技術の発展により、未規制の化学物質の使用が増大しており、その安全管理対策の拡充が求められています。

市民の防災意識の向上(くらし安心部(防災課))

市民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という「自助」「共助」の考え方を持つことが大切であるため、こうした防災意識の向上に努める必要があります。

外国人の安全確保対策(くらし安心部(防災課)、文化スポーツ部(文化振興課)、環境産業部(観光振興課))

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速・的確な行動ができるよう、やさしい日本語や多言語による広報を実施し、外国人を含めた防災訓練、防災教育等の実施、指導及び支援を行う必要があります。

防災教育の充実(くらし安心部(防災課)、教育部(教育研究所))

近年、想定外と言われる災害が発生していることから、災害への危機感と想定以上の備えを一人一人が自分事として捉えることが大切です。そのため、防災教育を一層充実する必要があります。

ハザードマップによる啓発(くらし安心部(防災課))

ハザードマップ等により、住んでいる場所や通勤経路など、日頃利用している場所の災害によるリスクを周知・啓発し、市民の防災意識をより一層向上する必要があります。

住民参加の防災訓練の実施(くらし安心部(防災課))

災害が発生した後、人命の救助・救急活動や初期消火活動など、自分や周囲の人々のいのちを守る行動を迅速かつ的確に実施できるよう、日頃から備えておくことが重要です。そのため、行政関係者だけでなく、地域住民や事業者も防災訓練を実施・経験してもらうことで、地域の災害対応力を向上する必要があります。

関係機関との連携による防災訓練の実施(くらし安心部(防災課)、こども健康部(健康づくり課))

医療救護活動や広域応援活動など、関係機関が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図っておく必要があります。

消防団・自主防災組織の強化(くらし安心部(防災課)、消防本部(警防課))

大規模災害発生時には、公助による応急活動に限界があり、「自助」・「共助」による対応が重要となることから、地域の防災力を向上する必要があります。また、災害が発生した後、人命の救助・救急活動や初期消火活動など、自分や周囲の人々のいのちを守る行動を迅速かつ的確に実施できるよう、日頃から備えておくことが重要です。そのため、行政関係者だけでなく、地域住民や事業者も防災訓練を実施・経験してもらうことで、地域の災害対応力を向上する必要があります。

避難所の確保・整備(くらし安心部(防災課)、環境産業部(環境資源対策課、生活環境課))

大規模な災害の発生により、大量の被災者が出ること、さらには避難生活が長期にわたる場合に備えて、避難所が不足した場合の広域的な避難、物資の備蓄、ごみ・し尿処理などへの支援体制の整備を進める必要があります。

要配慮者等への支援(くらし安心部(防災課)、福祉部(高齢介護課、障害福祉課))

東日本大震災では、死者数のうち約65%が60歳以上の方であるなど、高齢者をはじめとした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全を確保する必要があります。

学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持(教育部(教育総務課、学校教育課))

児童・生徒等が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性を確保する必要があります。また、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく的確な判断及び指導を継続して実施していく必要があります。

文化財所有者・管理者の防災対策(文化スポーツ部(生涯学習課))

災害から貴重な文化財を保護するため、文化財の防災対策を進める必要があります。

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

民間大規模建築物の耐震化(都市部(建築指導課))

地震発生時に多くの人滞る可能性がある民間施設の耐震化を促進し、外出先などでの地震の揺れによる被害を軽減する必要があります。

防災拠点となる公共施設等の耐震化及び浸水対策(総務部(財産管理課)、施設管理者)

災害時に応急活動の拠点となる施設等の耐震化及び浸水対策を進め、被災後の迅速かつ円滑な応急復旧活動を可能にする必要があります。

多数の者が利用する施設の安全確保(くらし安心部(防災課)、都市部(交通住宅課))

駅等の不特定多数の者が利用する都市施設等の施設について、地震時の安全性の確保対策、震災時の応急体制の整備を進める必要があります。

社会福祉施設の防災対策(福祉部(地域共生推進課、高齢介護課、障害福祉課))

社会福祉施設における建物の耐震化や設備の安全性を確保する必要があります。

要配慮者等への支援(くらし安心部(防災課)、福祉部(高齢介護課、障害福祉課))

(再掲。評価結果は1-1に記載。)

学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持(教育部(教育総務課、学校教育課))

(再掲。評価結果は1-1に記載。)

文化財所有者・管理者の防災対策(文化スポーツ部(生涯学習課))

(再掲。評価結果は1-1に記載。)

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

治水対策(建設部(道路管理課、道路整備課)、上下水道局(下水道施設課))

河川・水路の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用への誘導を含めた総合的な治水対策を推進する必要があります。

河川改修(建設部(道路整備課)、上下水道局(下水道施設課))

準用河川を整備するにあたっては、1時間あたり50mmの降雨相当の計画規模を当面の目標として河川改修を行う必要があります。

排水施設の整備(上下水道局(下水道施設課))

浸水防止対策の整備を促進する必要があります。

農業用施設等の整備(環境産業部(農業振興課))

老朽化した農業用施設の崩壊、土砂崩れ、湛水等により周辺住宅地等への二次災害を防止するため、災害に強い農業用施設の整備を推進し安全性を確保する必要があります。

市街地の防災性向上(都市部(開発指導課)、建設部(道路整備課))

(再掲。評価結果は1-1に記載。)

1-5) 大規模な火山噴火・風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

土砂災害対策(くらし安心部(防災課))

豪雨や地震によるがけ崩れ、土石流等の土砂災害による被害を軽減するため、県に土石流対策(砂防事業)を要望するとともに、県とともにがけ崩れ対策(急傾斜地崩壊対策事業)を推進するほか、防災パトロールを引き続き実施する必要があります。

治山対策(環境産業部(森林ふれあい課))

県に治山事業の実施要望をするとともに、森林が有する公益的機能(土砂災害防止、水源かん養等)が発揮されるよう適切に森林を整備・保全する必要があります。

<p>治水対策(建設部(道路管理課、道路整備課)、上下水道局(下水道施設課))</p> <p>(再掲。評価結果は1-4に記載。)</p>
<p>河川改修(建設部(道路整備課)、上下水道局(下水道施設課))</p> <p>(再掲。評価結果は1-4に記載。)</p>
<p>農業用施設等の整備(環境産業部(農業振興課))</p> <p>(再掲。評価結果は1-4に記載。)</p>
<p>市街地の防災性向上(都市部(開発指導課)、建設部(道路整備課))</p> <p>(再掲。評価結果は1-1に記載。)</p>
<p>避難場所の確保・整備(暮らし安心部(防災課)、環境産業部(森林ふれあい課、農業振興課)、都市部(まちづくり計画課)、建設部(道路整備課、公園課))</p> <p>(再掲。評価結果は1-1に記載。)</p>
<p>市民の防災意識の向上(暮らし安心部(防災課))</p> <p>(再掲。評価結果は1-1に記載。)</p>
<p>外国人の安全確保対策(暮らし安心部(防災課)、文化スポーツ部(文化振興課)、環境産業部(観光振興課))</p> <p>(再掲。評価結果は1-1に記載。)</p>
<p>防災教育の充実(暮らし安心部(防災課)、教育部(教育研究所))</p> <p>(再掲。評価結果は1-1に記載。)</p>
<p>ハザードマップによる啓発(暮らし安心部(防災課))</p> <p>(再掲。評価結果は1-1に記載。)</p>
<p>住民参加の防災訓練の実施(暮らし安心部(防災課))</p> <p>(再掲。評価結果は1-1に記載。)</p>
<p>関係機関との連携による防災訓練の実施(暮らし安心部(防災課)、こども健康部(健康づくり課))</p> <p>(再掲。評価結果は1-1に記載。)</p>
<p>地域特性に応じた訓練の実施(暮らし安心部(防災課)、消防本部(警防課)、消防署(消防管理課))</p> <p>様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、県、市町村、防災関係機関、事業所、地域住民、ボランティア団体等の連携による防災力を向上する必要があります。</p>
<p>消防団・自主防災組織の強化(暮らし安心部(防災課)、消防本部(警防課))</p> <p>(再掲。評価結果は1-1に記載。)</p>

避難所の確保・整備(くらし安心部(防災課)、環境産業部(環境資源対策課、生活環境課))

(再掲。評価結果は1-1に記載。)

多数の者が利用する施設の安全確保(くらし安心部(防災課)、都市部(交通住宅課))

(再掲。評価結果は1-2に記載。)

社会福祉施設の防災対策(福祉部(地域共生推進課、高齢介護課、障害福祉課))

(再掲。評価結果は1-2に記載。)

要配慮者等への支援(くらし安心部(防災課)、福祉部(高齢介護課、障害福祉課))

(再掲。評価結果は1-1に記載。)

市民等への情報発信体制の整備(政策部(広報広聴課)、くらし安心部(防災課))

市民等への情報発信体制を整備し、迅速かつ正確に情報提供を行う必要があります。

学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持(教育部(教育総務課、学校教育課))

(再掲。評価結果は1-1に記載。)

文化財所有者・管理者の防災対策(文化スポーツ部(生涯学習課))

(再掲。評価結果は1-1に記載。)

火山災害対策(くらし安心部(防災課))

本市に被害を及ぼすおそれのある箱根山及び富士山の火山活動による影響を軽減するため、情報伝達、迅速な避難誘導等の火山災害対策を進める必要があります。

危険物等施設の風水害対策(消防本部(予防課))

豪雨等による危険物施設の浸水や河川等への危険物流出、その他、周辺に危害を及ぼす事態を防止するため、風水害発生時における被害発生の危険性を回避、低減するための措置を講じさせる必要があります。

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

市民の防災意識の向上(くらし安心部(防災課))

(再掲。評価結果は1-1に記載。)

外国人の安全確保対策(くらし安心部(防災課)、文化スポーツ部(文化振興課)、環境産業部(観光振興課))

(再掲。評価結果は1-1に記載。)

住民参加の防災訓練の実施(くらし安心部(防災課))

(再掲。評価結果は 1-1 に記載。)
消防団・自主防災組織の強化(くらし安心部(防災課)、消防本部(警防課)) (再掲。評価結果は 1-1 に記載。)
市民等への情報発信体制の整備(政策部(広報広聴課)、くらし安心部(防災課)) (再掲。評価結果は 1-5 に記載。)
災害情報の収集・伝達体制の整備(くらし安心部(防災課)) (再掲。評価結果は 1-5 に記載。)

目標 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
水道施設の耐震化及び給水体制の確保(くらし安心部(防災課)、上下水道局(水道施設課)) 阪神・淡路大震災及び東日本大震災では、上下水道、電気、ガスなどのライフライン施設に甚大な被害が発生したため、ライフラインの安全性をより一層の向上する必要があります。
市民の防災意識の向上(くらし安心部(防災課)) (再掲。評価結果は 1-1 に記載。)
医薬品・医療機器等の整備(こども健康部(健康づくり課)) 市内医療機関が被災した場合や災害時に多数の傷病者が集中する場合には、医療救護所を設置するほか、医薬品や医療用品の備蓄等の災害時医療機能を充実する必要があります。
広域応援体制の強化(くらし安心部(防災課)、消防本部(警防課)) 大規模災害の発生により、甚大な被害が発生して、市だけでは対応できない場合は、県内・県外を問わず、迅速に他自治体等に支援を要請し、円滑に応援を受け入れることができる体制を整備することが必要となります。一方、神奈川県や県内市町村が被災自治体を支援する側となつて、支援要請に応じて活動を行うことも想定されることから、こうした受援・応援を円滑に行うために、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携を強化する必要があります。
飲料水、食料及び生活必需物資等の確保(くらし安心部(防災課)、環境産業部(産業振興課)) 地震発生後の飲料水や食料、生活必需品等の不足に対応するため、家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進、市の備蓄や協定の締結による供給体制の強化を推進する必要があります。

学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持(教育部(教育総務課、学校教育課))

(再掲。評価結果は1-1に記載。)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

道路・橋りょう等の整備(建設部(道路管理課))

道路等のネットワークは市民の活動や物流に様々な影響をもたらす可能性があるため、道路や橋りょう等について、耐震化や多重性の確保を進める必要があります。

孤立化対策の推進(くらし安心部(防災課))

大規模災害により孤立地域が発生した場合に備えて、関係機関と連携して孤立化対策に取り組む必要があります。

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

関係機関との連携による防災訓練の実施(くらし安心部(防災課)、こども健康部(健康づくり課))

(再掲。評価結果は1-1に記載。)

救助・救急体制の充実(くらし安心部(防災課)、建設部(道路管理課)、消防本部(警防課)、消防署(消防管理課))

大規模災害が発生した際、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施することができるよう、救助・救急活動に係る資機材等の充実を進める必要があります。

消防の広域化(連携・協力)の推進(消防本部(消防総務課、情報指令課))

住民の生命、身体、財産を守るという消防の責務を十分に果たすためには、市町村の消防の連携・協力により、消防力をより一層充実強化する必要があります。

消防職員の育成(消防本部(消防総務課)、消防署(消防管理課))

複雑多様化する各種災害や様々な社会情勢の変化に柔軟に対応するため、知識及び技術を継承して行くとともに、職員教育を推進する必要があります。

広域応援体制の強化(くらし安心部(防災課)、消防本部(警防課))

(再掲。評価結果は2-1に記載。)

救急高度化の推進(消防本部(消防総務課)、消防署(消防管理課))

複雑多様化する各種災害や様々な社会情勢の変化に柔軟に対応するため、知識及び技術を継承して行くとともに、職員教育を推進する必要があります。

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

医薬品・医療機器等の整備(こども健康部(健康づくり課))

(再掲。評価結果は 2-1 に記載。)

燃料の確保(総務部(財産管理課)、くらし安心部(防災課))

大規模災害時に、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、燃料の確保対策を進める必要があります。

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

市民の防災意識の向上(くらし安心部(防災課))

(再掲。評価結果は 1-1 に記載。)

帰宅困難者対策の推進(くらし安心部(防災課)、都市部(交通住宅課))

大規模災害の発生により道路や鉄道などの交通網が途絶した場合、多数の帰宅困難者が発生するおそれがあります。交通関係機関などと協力した帰宅困難者対策を推進するとともに、市民や事業者に対して一斉帰宅の抑制と、それを可能にする職場での備蓄などに対する啓発を行う必要があります。

飲料水、食料及び生活必需物資等の確保(くらし安心部(防災課)、環境産業部(産業振興課))

(再掲。評価結果は 2-1 に記載。)

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

防災拠点となる公共施設等の耐震化及び浸水対策(総務部(財産管理課)、施設管理者)

(再掲。評価結果は 1-2 に記載。)

道路・橋りょう等の整備(建設部(道路管理課))

(再掲。評価結果は 2-2 に記載。)

関係機関との連携による防災訓練の実施(くらし安心部(防災課)、こども健康部(健康づくり課))

(再掲。評価結果は 1-1 に記載。)

市民の救護能力の向上(くらし安心部(防災課)、消防署(消防管理課))

大規模災害により多くの傷病者が発生した場合、医療機関だけでは十分な医療を提供できない事態も起こりかねないため、地域住民による救護活動の実施を支援する必要があります。

また、市民の救命率を向上させるためには、市民が行う救命処置が重要であるため、応急手当講習会を推進する必要があります。

災害時医療救護体制の整備(こども健康部(健康づくり課))

大規模災害により多くの傷病者が発生した場合、医療の需要が増大する一方、病院施設や医療関係者の被災、ライフラインや交通の途絶、燃料や搬送車両の不足などの事態も起こりかねないため、災害時における医療救護体制を整備する必要があります。

医薬品・医療機器等の整備(こども健康部(健康づくり課))

(再掲。評価結果は2-1に記載。)

広域応援体制の強化(くらし安心部(防災課)、消防本部(警防課))

(再掲。評価結果は2-1に記載。)

道路啓開・交通規制体制の整備(建設部(建設総務課、道路管理課))

道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のために、道路啓開の実施体制や交通規制体制を強化する必要があります。

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

災害時医療救護体制の整備(こども健康部(健康づくり課))

(再掲。評価結果は2-6に記載。)

防疫体制の整備(こども健康部(健康づくり課)、環境産業部(生活環境課))

感染症の発生及びまん延防止を目的として迅速・的確に所要の措置を講じるため、迅速な防疫活動、保健活動等を実施する必要があります。

広域火葬体制の強化(くらし安心部(戸籍住民課))

大規模災害により、被災した市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となる事態が想定されることから、広域火葬体制を強化する必要があります。

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-3) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

防災拠点となる公共施設等の耐震化及び浸水対策(総務部(財産管理課)、施設管理者)

(再掲。評価結果は1-2に記載。)

実践的な訓練の実施(くらし安心部(防災課))

複合災害など、多様な場面を想定した緊急参集訓練、図上訓練等を積み重ね、職員の防災業務に対する習熟を図る必要があります。

災害対策本部の機能強化(くらし安心部(防災課))

地震による被害の発生を未然に防ぎ、災害発生後も迅速かつ的確に応急・復旧活動を展開して被害を最小限に抑えるため、災害対策本部の活動体制や組織体制の強化を進める必要があります。

業務継続体制の確保(くらし安心部(防災課))

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定などにより、業務継続性を確保する必要があります。

学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持(教育部(教育総務課、学校教育課))

(再掲。評価結果は1-1に記載。)

復興対策マニュアルの整備(くらし安心部(防災課))

事前に被災後の復興へ向けた組織体制や手順の検討をするなど、応急復旧体制から復興体制へ移行できるようにする必要があります。

目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

電線の地中化(建設部(道路整備課))

災害時の電柱倒壊による電線類の寸断、緊急通行車両の通行障害を防ぐため、緊急輸送道路を中心に電線類の地中化を進め、安全性をより一層向上する必要があります。

輻輳への対策(くらし安心部(防災課))

輻輳(電話が繋がりにくい状況)対策として、NTT東日本は災害用伝言ダイヤル「171」等を運用し、携帯電話事業者等の電気通信事業者は災害用伝言板を提供しますが、その活用について周知する必要があります。

雪害に対する安全性の確保(くらし安心部(防災課)、環境産業部(環境資源対策課)、上下水道局(水道施設課、下水道施設課))

大雪等に伴う都市機能の阻害などの雪害について、ライフライン施設等の機能の確保を図る必要があります。

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

市民等への情報発信体制の整備(政策部(広報広聴課)、くらし安心部(防災課))

(再掲。評価結果は1-5に記載。)

被災者支援等に対する情報提供体制の整備(政策部(広報広聴課)、総務部(情報システム課)、教育部(教育総務課))

市民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、不特定多数の人が情報を得やすいインターネット等の活用を推進する必要があります。

目標5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

企業の防災体制の確立(環境産業部(産業振興課))

災害発生時に企業が「自助」「共助」の力を発揮して、迅速に救助や避難などの活動、さらには経済活動の維持等を行うことができるよう、企業の防災に関する取組への支援を行う必要があります。

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

企業の防災体制の確立(環境産業部(産業振興課))

(再掲。評価結果は5-1に記載。)

5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

土砂災害対策(くらし安心部(防災課))

(再掲。評価結果は1-5に記載。)

治山対策(環境産業部(森林ふれあい課))

(再掲。評価結果は1-5に記載。)

道路・橋りょう等の整備(建設部(道路管理課))

(再掲。評価結果は2-2に記載。)

5-6) 食料等の安定供給の停滞

飲料水、食料及び生活必需物資等の確保(くらし安心部(防災課)、環境産業部(産業振興課))

(再掲。評価結果は 2-1 に記載。)

目標 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークを確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

発電設備の管理(総務部(財産管理課)、施設管理者)

電力の安定供給確保のため、発電設備の計画的な維持管理を行う必要があります。

企業の防災体制の確立(環境産業部(産業振興課))

(再掲。評価結果は 5-1 に記載。)

自立・分散型エネルギーの導入促進及び設備の管理(総務部(財産管理課)、環境産業部(環境共生課、環境資源対策課)、施設管理者)

エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要があります。また、既設の設備の維持管理に努める必要があります。

雪害に対する安全性の確保(くらし安心部(防災課)、環境産業部(環境資源対策課)、上下水道局(水道施設課、下水道施設課))

(再掲。評価結果は 4-1 に記載。)

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

水道施設の耐震化及び給水体制の確保(くらし安心部(防災課)、上下水道局(水道施設課))

(再掲。評価結果は 2-1 に記載。)

雪害に対する安全性の確保(くらし安心部(防災課)、環境産業部(環境資源対策課)、上下水道局(水道施設課、下水道施設課))

(再掲。評価結果は 4-1 に記載。)

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

汚水処理機能の確保(上下水道局(下水道施設課))

下水道施設の耐震化や、処理場や幹線管渠のネットワーク等のバックアップ体制の確立など、安全性を確保する必要があります。

雪害に対する安全性の確保(くらし安心部(防災課)、上下水道局(下水道施設課))

(再掲。評価結果は 4-1 に記載。)

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

土砂災害対策(くらし安心部(防災課))

(再掲。評価結果は 1-5 に記載。)

治山対策(環境産業部(森林ふれあい課))

(再掲。評価結果は 1-5 に記載。)

道路・橋りょう等の整備(建設部(道路管理課))

(再掲。評価結果は 2-2 に記載。)

電線の地中化(建設部(道路整備課))

(再掲。評価結果は 4-1 に記載。)

道路啓開・交通規制体制の整備(建設部(建設総務課、道路管理課))

(再掲。評価結果は 2-6 に記載。)

目標 7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

市街地の防災性向上(建設部(道路整備課))

(再掲。評価結果は 1-1 に記載。)

避難場所の確保・整備(くらし安心部(防災課)、環境産業部(環境共生課、農業振興課)、都市部(まちづくり計画課)、建設部(道路整備課、公園課))

(再掲。評価結果は 1-1 に記載。)

消防団・自主防災組織の強化(くらし安心部(防災課)、消防本部(警防課))

(再掲。評価結果は 1-1 に記載。)

消防の広域化(連携・協力)の推進(消防本部(消防総務課)、消防本部(情報指令課))

(再掲。評価結果は 2-3 に記載。)

消防職員の育成(消防本部(消防総務課)、消防署(消防管理課))

(再掲。評価結果は2-3に記載。)

広域応援体制の強化(くらし安心部(防災課)、消防本部(警防課))

(再掲。評価結果は2-1に記載。)

文化財所有者・管理者の防災対策(文化スポーツ部(生涯学習課))

(再掲。評価結果は1-1に記載。)

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次災害の発生

住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策(くらし安心部(防災課)、都市部(建築指導課))

(再掲。評価結果は1-1に記載。)

民間大規模建築物の耐震化(都市部(建築指導課))

(再掲。評価結果は1-2に記載。)

避難場所の確保・整備(くらし安心部(防災課)、環境産業部(環境共生課、農業振興課)、建設部(道路整備課、公園課)、都市部(まちづくり計画課))

(再掲。評価結果は1-1に記載。)

道路啓開・交通規制体制の整備(建設部(建設総務課、道路管理課))

(再掲。評価結果は2-6に記載。)

応急危険度判定等の体制整備(都市部(開発指導課、建築指導課))

応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指導、支援を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成、資機材の確保などを進め、その実施や連絡の体制及び判定制度相互の連携体制などの整備を今後さらに充実する必要があります。

7-4) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

河川管理施設の整備(建設部(道路管理課)、上下水道局(下水道施設課))

河川改修の推進に伴い、河川施設の整備が図られていますが、時間の経過とともに河川管理施設の老朽化が進み、風水害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、維持管理を強化する必要があります。

7-5) 有機物質の大規模拡散・流出

危険物等施設の安全対策(消防本部(予防課))

(再掲。評価結果は1-1に記載。)

7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

治山対策(環境産業部(森林ふれあい課))

(再掲。評価結果は1-5に記載。)

森林の機能維持(環境産業部(森林ふれあい課))

荒廃林の解消を積極的に図り、保水調整能力が高く、地表浸食防止に効果が高い森林づくりを進める必要があります。

農業用施設等の整備(環境産業部(農業振興課))

(再掲。評価結果は1-4に記載。)

7-7) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

市民等への情報発信体制の整備(政策部(広報広聴課)、くらし安心部(防災課))

(再掲。評価結果は1-5に記載。)

目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物の処理体制の整備(環境産業部(環境資源対策課))

東日本大震災では、宮城、岩手、福島の東北3県で2,300万トンの災害廃棄物が発生しましたが、本市で想定する地震が発生した場合においても、大量の災害廃棄物の発生が予想されることから、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための仕組みづくりを進める必要があります。

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不

道路啓開・交通規制体制の整備(建設部(建設総務課、道路管理課))

(再掲。評価結果は2-6に記載。)

復興対策マニュアルの整備(くらし安心部(防災課))

(再掲。評価結果は 3-3 に記載。)

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

市民の防災意識の向上(くらし安心部(防災課))

(再掲。評価結果は 1-1 に記載。)

防災教育の充実(くらし安心部(防災課)、教育部(教育研究所))

(再掲。評価結果は 1-1 に記載。)

消防団・自主防災組織の強化(くらし安心部(防災課)、消防本部(警防課))

(再掲。評価結果は 1-1 に記載。)

要配慮者等への支援(くらし安心部(防災課)、福祉部(高齢介護課、障害福祉課))

(再掲。評価結果は 1-1 に記載。)

避難所の運営体制の整備(くらし安心部(防災課)、環境産業部(生活環境課))

避難所での生活環境を常に良好なものとするため、要配慮者へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難のルール作成、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点が反映できるようにするなど、避難所の運営には十分配慮する必要があります。

応急仮設住宅の迅速・的確な提供(都市部(交通住宅課、公共建築課))

応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に実施するため、事前対策を進める必要があります。

ペット対策(環境産業部(生活環境課))

大規模災害により飼主が不明になったり、負傷したり、避難所において飼育が困難になった犬、猫等のペットを保護、収容する等の対策を行う必要があります。

災害救援ボランティア活動の充実強化(くらし安心部(市民活動支援課))

東日本大震災においても、全国から多くのボランティアやNPO、NGOが被災地支援に駆けつけましたが、迅速な受入体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、一般ボランティアと専門ボランティア・NPO・企業等との連携強化等の対策を行う必要があります。

被災者相談の実施体制の整備(くらし安心部(市民相談人権課))

地震発生直後の混乱期から復旧・復興が進む時期に至るまで、行方不明者のことや生活復興に関すること、事業の再興に関することなど、市民から多種多様な相談・要望等が寄せられることが想定されることから、相談窓口の開設や対応マニュアルの整備、関係機関との連携を進める必要があります。

復興対策マニュアルの整備(くらし安心部(防災課))

(再掲。評価結果は 3-3 に記載。)

8-4) 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

復興対策マニュアルの整備(くらし安心部(防災課))

(再掲。評価結果は 3-3 に記載。)

地籍調査の推進(建設部(建設総務課))

大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を着実に推進する必要があります。

8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

河川改修(建設部(道路整備課)、上下水道局(下水道施設課))

(再掲。評価結果は 1-4 に記載。)

排水施設の整備(上下水道局(下水道施設課))

(再掲。評価結果は 1-4 に記載。)

地籍調査の推進(建設部(建設総務課))

(再掲。評価結果は 8-4 に記載。)

第3章 強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる34の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、本市が取り組むべき施策ごとの推進方針は次のとおりとします。

また、強靱化の推進に当たって、施策の実施と進捗管理を実施することが重要となるため、KPI（重要業績評価指数）を設定し、施策の取組状況について進捗管理を実施します。

KPI一覧は、別紙3（53項）のとおり。

※ KPI（重要業績評価指数）とは

組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標であり、目標達成度（施策の進行状況）を評価するために設定するものです。本計画においては、各推進方針における目標値を示します。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策(くらし安心部（防災課）、都市部（建築指導課）)

住宅の耐震化について、耐震診断実施の呼びかけや、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進を図ります。また、屋内収容物等の転倒防止や落下防止などの安全対策を進めます。

市街地の防災性向上(都市部（開発指導課）、建設部（道路整備課）)

延焼拡大を防ぐ建物や道路等の整備を進め、地震発生時の火災による被害を抑制します。また、大規模盛土造成地の滑動崩落による被害を軽減するため、宅地の耐震化の取組を推進します。

避難場所の確保・整備(くらし安心部（防災課）、環境産業部（環境共生課、農業振興課）、都市部（まちづくり計画課）、建設部（道路整備課、公園課）)

市街地内及びその周辺に公園や緑地の確保については、秦野市みどりの基本計画への位置づけるとともに、公共空間としての道路、河川機能の確保を図ります。また、都市公園においては、防災

<p>上必要な整備を進めるとともに、いざというときに実効性のある対応が円滑に行われるよう、関係機関や関係者との連携に取り組みます。</p>
<p>危険物等施設の安全対策(消防本部（予防課）)</p>
<p>危険物等施設について、安全管理対策の拡充を進めます。</p>
<p>市民の防災意識の向上(くらし安心部（防災課）)</p>
<p>市民の防災意識の向上に努め、「自助」「共助」の取組を推進します。</p>
<p>外国人の安全確保対策(くらし安心部（防災課）、文化スポーツ部（文化振興課）、環境産業部（観光振興課）)</p>
<p>やさしい日本語や多言語による広報を実施し、外国人を含めた防災訓練、防災教育等の実施、指導及び支援を行います。</p>
<p>防災教育の充実(くらし安心部（防災課）、教育部（教育研究所）)</p>
<p>学校を拠点とした防災活動の展開及び将来的な地域防災の担い手育成を図るなど、防災教育の一層の充実を図ります。</p>
<p>ハザードマップによる啓発(くらし安心部（防災課）)</p>
<p>ハザードマップ等により、住んでいる場所や通勤経路など、日頃利用している場所の災害によるリスクを周知・啓発し、市民の防災意識の向上を進めます。</p>
<p>住民参加の防災訓練の実施(くらし安心部（防災課）)</p>
<p>行政関係者だけでなく、地域住民や事業者も参加する防災訓練を実施し、地域の災害対応力の向上を図ります。</p>
<p>関係機関との連携による防災訓練の実施(くらし安心部（防災課）、こども健康部（健康づくり課）)</p>
<p>医療救護活動や広域応援活動など、関係機関が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図ります。</p>
<p>消防団・自主防災組織の強化(くらし安心部（防災課）、消防本部（警防課）)</p>
<p>大規模災害発生時における「自助」「共助」による応急活動を推進するため、地域の防災力の向上や、地域における消防防災のリーダーとして、その地域に密着して住民の安心と安全を守る消防団の充実強化を図ります。また、消防車両・資機材の計画的な更新・整備を推進します。</p>
<p>避難所の確保・整備(くらし安心部（防災課）、環境産業部（環境資源対策課、生活環境課）)</p>

<p>大規模な災害の発生により、大量の被災者が出ること、さらには避難生活が長期にわたる場合に備えて、避難所が不足した場合の広域的な避難、物資の備蓄、ごみ・し尿処理などへの支援体制の整備を図ります。</p>
<p>要配慮者等への支援(くらし安心部(防災課)、福祉部(高齢介護課、障害福祉課))</p>
<p>高齢者をはじめとした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全を確保します。</p>
<p>学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持(教育部(教育総務課、学校教育課))</p>
<p>児童・生徒等が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性を確保します。また、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく確かな判断及び指導を継続して実施していきます。</p>
<p>文化財所有者・管理者の防災対策(文化スポーツ部(生涯学習課))</p>
<p>災害から貴重な文化財を保護するため、文化財の防災対策を進めます。</p>

<p>1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災</p>
<p>民間大規模建築物の耐震化(都市部(建築指導課))</p>
<p>地震発生時に多くの人滞る可能性がある民間施設の耐震化を促進し、外出先などでの地震の揺れによる被害軽減を図ります。</p>
<p>防災拠点となる公共施設等の耐震化及び浸水対策(総務部(財産管理課)、施設管理者)</p>
<p>被災後の迅速かつ円滑な応急復旧活動が可能となるよう、災害時に応急活動の拠点となる施設等の耐震化に続き、浸水対策を進めます。</p>
<p>多数の者が利用する施設の安全確保(くらし安心部(防災課)、都市部(交通住宅課))</p>
<p>駅等の不特定多数の者が利用する都市施設等について、地震時の安全性の確保対策、震災時の応急体制の整備を進めます。</p>
<p>社会福祉施設の防災対策(福祉部(地域共生推進課、高齢介護課、障害福祉課))</p>
<p>社会福祉施設における建物の耐震化や設備の安全性を確保します。</p>
<p>要配慮者等への支援(くらし安心部(防災課)、福祉部(高齢介護課、障害福祉課))</p>
<p>高齢者をはじめとした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全を確保します。</p>

学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持(教育部(教育総務課、学校教育課))

児童・生徒等が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性を確保します。また、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく確な判断及び指導を継続して実施していきます。

文化財所有者・管理者の防災対策(文化スポーツ部(生涯学習課))

災害から貴重な文化財を保護するため、文化財の防災対策を進めます。

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

治水対策(建設部(道路管理課、道路整備課)、上下水道局(下水道施設課))

河川・水路の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用への誘導を含めた総合的な治水対策を推進します。

河川改修(建設部(道路整備課)、上下水道局(下水道施設課))

準用河川を整備するにあたっては、1時間あたり50mmの降雨相当の計画規模を当面の目標として河川改修を行う必要があります。

排水施設の整備(上下水道局(下水道施設課))

浸水防止対策の整備を促進します。

農業用施設等の整備(環境産業部(農業振興課))

老朽化した農業用施設の崩壊、土砂崩れ、湛水等により周辺住宅地等への二次災害を防止するため、災害に強い農業用施設の整備を促進し安全性の確保を図ります。

市街地の防災性向上(都市部(開発指導課)、建設部(道路整備課))

延焼拡大を防ぐ建物や道路等の整備を進め、地震発生時の火災による被害を抑制します。また、大規模盛土造成地の滑動崩落による被害を軽減するため、宅地の耐震化の取組を推進します。

1-5) 大規模な火山噴火・風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

土砂災害対策(くらし安心部(防災課))

豪雨や地震によるがけ崩れ、土石流等の土砂災害による被害を軽減するために、県とともにがけ崩れ対策(急傾斜地崩壊対策事業)を推進するほか、防災パトロールを引き続き実施します。

治山対策(環境産業部(森林ふれあい課))

森林が有する公益的機能(土砂災害防止、水源かん養等)が発揮されるよう森林整備事業を推進します。

治水対策(建設部(道路管理課、道路整備課)、上下水道局(下水道施設課))

河川・水路の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用への誘導を含めた総合的な治水対策を推進します。

河川改修(建設部(道路整備課)、上下水道局(下水道施設課))

準用河川を整備するにあたっては、1時間あたり50mmの降雨相当の計画規模を当面の目標として河川改修を行う必要があります。

農業用施設等の整備(環境産業部(農業振興課))

老朽化した農業用施設の崩壊、土砂崩れ、湛水等により周辺住宅地等への二次災害を防止するため、災害に強い農業用施設の整備を促進し安全性の確保を図ります。

市街地の防災性向上(都市部(開発指導課)、建設部(道路整備課))

延焼拡大を防ぐ建物や道路等の整備を進め、地震発生時の火災による被害を抑制します。また、大規模盛土造成地の滑動崩落による被害を軽減するため、宅地の耐震化の取組を推進します。

避難場所の確保・整備(くらし安心部(防災課)、環境産業部(環境共生課、農業振興課)、都市部(まちづくり計画課)、建設部(道路整備課、公園課))

市街地内及びその周辺に公園や緑地の確保については、秦野市みどりの基本計画への位置づけるとともに、公共空間としての道路、河川機能の確保を図ります。また、都市公園においては、防災上必要な整備を進めるとともに、いざというときに実効性のある対応が円滑に行われるよう、関係機関や関係者との連携に取り組めます。

市民の防災意識の向上(くらし安心部(防災課))

市民の防災意識の向上に努め、「自助」「共助」の取組を推進します。

外国人の安全確保対策(くらし安心部(防災課)、文化スポーツ部(文化振興課)、環境産業部(観光振興課))
やさしい日本語や多言語による広報を実施し、外国人を含めた防災訓練、防災教育等の実施、指導及び支援を行います。
防災教育の充実(くらし安心部(防災課)、教育部(教育研究所))
学校を拠点とした防災活動の展開及び将来的な地域防災の担い手育成を図るなど、防災教育の一層の充実を図ります。
ハザードマップによる啓発(くらし安心部(防災課))
ハザードマップ等により、住んでいる場所や通勤経路など、日頃利用している場所の災害によるリスクを周知・啓発し、県民の防災意識の向上を進めます。
住民参加の防災訓練の実施(くらし安心部(防災課))
行政関係者だけでなく、地域住民や事業者も参加する防災訓練を実施し、地域の災害対応力の向上を図ります。
関係機関との連携による防災訓練の実施(くらし安心部(防災課)、こども健康部(健康づくり課))
医療救護活動や広域応援活動など、関係機関が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図ります。
地域特性に応じた訓練の実施(くらし安心部(防災課)、消防本部(警防課)、消防署(消防管理課))
様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、県、市町村、防災関係機関、事業所、地域住民、ボランティア団体等の連携による防災力の向上を図ります。
消防団・自主防災組織の強化(くらし安心部(防災課)、消防本部(警防課))
大規模災害発生時における「自助」「共助」による応急活動を推進するため、地域の防災力の向上や、地域における消防防災のリーダーとして、その地域に密着して住民の安心と安全を守る消防団の充実強化を図ります。また、消防車両・資機材の計画的な更新・整備を推進します。
避難所の確保・整備(くらし安心部(防災課)、環境産業部(環境資源対策課、生活環境課))
大規模な災害の発生により、大量の被災者が出ること、さらには避難生活が長期にわたる場合に備えて、避難所が不足した場合の広域的な避難、物資の備蓄、ごみ・し尿処理などへの支援体制の整備を図ります。

多数の者が利用する施設の安全確保(くらし安心部(防災課)、都市部(交通住宅課))
駅等の不特定多数の者が利用する都市施設等について、地震時の安全性の確保対策、震災時の応急体制の整備を進めます。
社会福祉施設の防災対策(福祉部(地域共生推進課、高齢介護課、障害福祉課))
社会福祉施設における建物の耐震化や設備の安全性を確保します。
要配慮者等への支援(くらし安心部(防災課)、福祉部(高齢介護課、障害福祉課))
高齢者をはじめとした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全を確保します。
市民等への情報発信体制の整備(政策部(広報広聴課)、くらし安心部(防災課))
市民等への情報発信体制を整備し、迅速かつ正確に情報提供を行います。
学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持(教育部(教育総務課、学校教育課))
児童・生徒等が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性を確保します。また、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく確かな判断及び指導を継続して実施していきます。
文化財所有者・管理者の防災対策(文化スポーツ部(生涯学習課))
災害から貴重な文化財を保護するため、文化財の防災対策を進めます。
火山災害対策(くらし安心部(防災課))
本市に被害を及ぼすおそれのある箱根山及び富士山の火山活動による影響を軽減するため、情報伝達、迅速な避難誘導等の火山災害対策を進めます。
危険物等施設の風水害対策(消防本部(予防課))
危険物施設が立地する場所において、浸水や土砂災害等の災害発生リスクに応じて、迅速かつ的確な応急対策が確保されるよう、危険物流出防止等の安全対策の促進を図ります。

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
市民の防災意識の向上(くらし安心部(防災課))	
市民の防災意識の向上に努め、「自助」「共助」の取組を推進します。	
外国人の安全確保対策(くらし安心部(防災課)、文化スポーツ部(文化振興課)、環境産業部(観光振興課))	
やさしい日本語や多言語による広報を実施し、外国人を含めた防災訓練、防災教育等の実施、指導及び支援を行います。	
住民参加の防災訓練の実施(くらし安心部(防災課))	
行政関係者だけでなく、地域住民や事業者も参加する防災訓練を実施し、地域の災害対応力の向上を図ります。	
消防団・自主防災組織の強化(くらし安心部(防災課)、消防本部(警防課))	
大規模災害発生時における「自助」「共助」による応急活動を推進するため、地域の防災力の向上や、地域における消防防災のリーダーとして、その地域に密着して住民の安心と安全を守る消防団の充実強化を図ります。また、消防車両・資機材の計画的な更新・整備を推進します。	
市民等への情報発信体制の整備(政策部(広報広聴課)、くらし安心部(防災課))	
市民等への情報発信体制を整備し、迅速かつ正確に情報提供を行います。	
災害情報の収集・伝達体制の整備(くらし安心部(防災課))	
災害発生時に、確実な情報を入手し、迅速に救助・救急活動や消火活動を実施するため、県と市町村、国、消防機関、医療機関などの相互の情報収集・情報伝達手段の整備を進めます。	

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
水道施設の耐震化及び給水体制の確保(くらし安心部（防災課）、上下水道局（水道施設課）)	
阪神・淡路大震災及び東日本大震災では、上下水道、電気、ガスなどのライフライン施設に甚大な被害が発生したため、ライフラインの安全性のより一層の向上を図ります。	
市民の防災意識の向上(くらし安心部（防災課）)	
市民の防災意識の向上に努め、「自助」「共助」の取組を推進します。	
医薬品・医療機器等の整備(こども健康部（健康づくり課）)	
市内医療機関が被災した場合や災害時に多数の傷病者が集中する場合には、医療救護所を設置するほか、医薬品や医療用品の備蓄等の災害時医療機能を充実します。	
広域応援体制の強化(くらし安心部（防災課）、消防本部（警防課）)	
広域的な受援・応援を円滑に行うため、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図ります。	
飲料水、食料及び生活必需物資等の確保(くらし安心部（防災課）、環境産業部（産業振興課）)	
地震発生後の飲料水や食料、生活必需品等の不足に対応するため、家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進、市の備蓄や協定の締結による供給体制の強化を推進します。	
学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持(教育部（教育総務課、学校教育課）)	
児童・生徒等が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性を確保します。また、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく確かな判断及び指導を継続して実施していきます。	
2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
道路・橋りょう等の整備(建設部（道路管理課）)	
道路や橋りょう等について、耐震化や多重性の確保を進めます。	

孤立化対策の推進(くらし安心部(防災課))

大規模災害により孤立地域が発生した場合に備えて、関係機関と連携して孤立化対策に取り組みます。

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

関係機関との連携による防災訓練の実施(くらし安心部(防災課)、こども健康部(健康づくり課))

医療救護活動や広域応援活動など、関係機関が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図ります。

救助・救急体制の充実(くらし安心部(防災課)、建設部(道路管理課)、消防本部(警防課)、消防署(消防管理課))

大規模災害が発生した際、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施することができるよう、救助・救急活動に係る資機材等の充実を進めます。

消防の広域化(連携・協力)の推進(消防本部(消防総務課、情報指令課))

住民の生命、身体、財産を守るという消防の責務を十分に果たすため、市町村の消防の連携・協力により、伊勢原市との指令業務共同運用を推進し、消防力の一層の充実強化を図ります。

消防職員の育成(消防本部(消防総務課)、消防署(消防管理課))

計画的に人材を育成し、職務に応じた教育訓練を受講することで、消防力を強化並びに消防職員の能力向上を図ります。

広域応援体制の強化(くらし安心部(防災課)、消防本部(警防課))

広域的な受援・応援を円滑に行うため、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図ります。

救急高度化の推進(消防本部(消防総務課)、消防署(消防管理課))

救急需要の増加に対応するため、救急救命士及び指導救命士についても計画的に養成することにより、消防力の強化と消防職員の能力向上を図ります。

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

医薬品・医療機器等の整備(こども健康部(健康づくり課))

市内医療機関が被災した場合や災害時に多数の傷病者が集中する場合には、医療救護所を設置するほか、医薬品や医療用品の備蓄等の災害時医療機能を充実します。

燃料の確保(総務部(財産管理課)、くらし安心部(防災課))

大規模災害時に、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、燃料の確保対策を進めます。

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

市民の防災意識の向上(くらし安心部(防災課))

市民の防災意識の向上に努め、「自助」「共助」の取組を推進します。

帰宅困難者対策の推進(くらし安心部(防災課)、都市部(交通住宅課))

交通関係機関などと協力した帰宅困難者対策を推進するとともに、県民や事業者に対して一斉帰宅の抑制と、それを可能にする職場での備蓄などに対する啓発を行います。

飲料水、食料及び生活必需物資等の確保(くらし安心部(防災課)、環境産業部(産業振興課))

地震発生後の飲料水や食料、生活必需品等の不足に対応するため、家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進、市の備蓄や協定の締結による供給体制の強化を推進します。

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

防災拠点となる公共施設等の耐震化及び浸水対策(総務部(財産管理課)、施設管理者)

被災後の迅速かつ円滑な応急復旧活動が可能となるよう、災害時に応急活動の拠点となる施設等の耐震化に続き、浸水対策を進めます。

道路・橋りょう等の整備(建設部(道路管理課))

道路や橋りょう等について、耐震化や多重性の確保を進めます。

関係機関との連携による防災訓練の実施(くらし安心部(防災課)、こども健康部(健康づくり課))

医療救護活動や広域応援活動など、関係機関が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図ります。

市民の救護能力の向上(くらし安心部(防災課)、消防署(消防管理課))

地域住民による救護活動の実施を支援します。

また、応急手当講習会の年間受講者数3,000人を継続するとともに、超高齢社会に加え、共働きや核家族が増加したことにより、大人が倒れた際や周囲に大人がいない状況下であっても、子どもだけで尊い命を救うことができるように子ども(10代)向けの応急手当講習会を取り組めます。

災害時医療救護体制の整備(こども健康部(健康づくり課))

災害時における医療救護体制を整備します。

医薬品・医療機器等の整備(こども健康部(健康づくり課))

市内医療機関が被災した場合や災害時に多数の傷病者が集中する場合には、医療救護所を設置するほか、医薬品や医療用品の備蓄等の災害時医療機能を充実します。

広域応援体制の強化(くらし安心部(防災課)、消防本部(警防課))

広域的な受援・応援を円滑に行うため、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図ります。

道路啓開・交通規制体制の整備(建設部(建設総務課、道路管理課))

道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のため、道路啓開の実施体制や交通規制体制を強化します。

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

災害時医療救護体制の整備(こども健康部(健康づくり課))

災害時における医療救護体制を整備します。

防疫体制の整備(こども健康部(健康づくり課)、環境産業部(生活環境課))

感染症の発生及びまん延防止を目的として迅速・的確に所要の措置を講じるため、迅速な防疫活動、保健活動等を実施します。

広域火葬体制の強化(くらし安心部(戸籍住民課))

大規模災害により、被災した市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となる事態が想定されることから、広域火葬体制を強化します。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-3) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
防災拠点となる公共施設等の耐震化及び浸水対策(総務部(財産管理課)、施設管理者)
被災後の迅速かつ円滑な応急復旧活動が可能となるよう、災害時に応急活動の拠点となる施設等の耐震化に続き、浸水対策を進めます。
実践的な訓練の実施(くらし安心部(防災課))
複合災害など、多様な場面を想定した緊急参集訓練、図上訓練等を積み重ね、職員の防災業務に対する習熟を図ります。
災害対策本部の機能強化(くらし安心部(防災課))
地震による被害の発生を未然に防ぎ、災害発生後も迅速かつ的確に応急・復旧活動を展開して被害を最小限に抑えるため、災害対策本部の活動体制や組織体制の強化を進めます。
業務継続体制の確保(くらし安心部(防災課))
災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図ります。
学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持(教育部(教育総務課、学校教育課))
児童・生徒等が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性を確保します。また、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく的確な判断及び指導を継続して実施していきます。
復興対策マニュアルの整備(くらし安心部(防災課))
事前に被災後の復興へ向けた組織体制や手順の検討をするなど、応急復旧体制から復興体制へ移行できるように取り組みます。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
電線の地中化(建設部(道路整備課))
災害時の電柱倒壊による電線類の寸断、緊急通行車両の通行障害を防ぐため、緊急輸送道路を中心に電線類の地中化を進め、安全性のより一層の向上を図ります。
輻輳への対策(くらし安心部(防災課))
輻輳(電話が繋がりにくい状況)対策として、NTT東日本や携帯電話事業者等が提供する災害用伝言板の活用について周知啓発を図ります。
雪害に対する安全性の確保(くらし安心部(防災課)、環境産業部(環境資源対策課)、上下水道局(水道施設課、下水道施設課))
大雪等に伴う都市機能の阻害などの雪害について、ライフライン施設等の機能の確保を図ります。

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
市民等への情報発信体制の整備(政策部(広報広聴課)、くらし安心部(防災課))
市民等への情報発信体制を整備し、迅速かつ正確に情報提供を行います。
被災者支援等に対する情報提供体制の整備(政策部(広報広聴課、デジタル推進課)、教育部(教育総務課))
市民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、不特定多数の人が情報を得やすいインターネット等の活用を図ります。

5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

企業の防災体制の確立(環境産業部（産業振興課）)

災害発生時に企業が「自助」「共助」の力を発揮して、迅速に救助や避難などの活動、さらには経済活動の維持等を行うことができるよう、企業の防災に関する取組への支援を行います。

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

企業の防災体制の確立(環境産業部（産業振興課）)

災害発生時に企業が「自助」「共助」の力を発揮して、迅速に救助や避難などの活動、さらには経済活動の維持等を行うことができるよう、企業の防災に関する取組への支援を行います。

5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

土砂災害対策(くらし安心部（防災課）)

豪雨や地震によるがけ崩れ、土石流等の土砂災害による被害を軽減するために、県とともにがけ崩れ対策（急傾斜地崩壊対策事業）を推進するほか、防災パトロールを引き続き実施します。

治山対策(環境産業部（森林ふれあい課）)

森林が有する公益的機能（土砂災害防止、水源かん養等）が発揮されるよう森林整備事業を推進します。

道路・橋りょう等の整備(建設部（道路管理課）)

道路や橋りょう等について、耐震化や多重性の確保を進めます。

5-6) 食料等の安定供給の停滞

飲料水、食料及び生活必需物資等の確保(くらし安心部（防災課）、環境産業部（産業振興課）)

地震発生後の飲料水や食料、生活必需品等の不足に対応するため、家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進、市の備蓄や協定の締結による供給体制の強化を推進します。

- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークを確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
発電設備の管理（総務部（財産管理課）、施設管理者）
電力の安定供給確保のため、発電設備の計画的な維持管理を行います。
企業の防災体制の確立（環境産業部（産業振興課））
災害発生時に企業が「自助」「共助」の力を発揮して、迅速に救助や避難などの活動、さらには経済活動の維持等を行うことができるよう、企業の防災に関する取組への支援を行います。
自立・分散型エネルギーの導入促進及び設備の管理（総務部（財産管理課）、環境産業部（環境共生課、環境資源対策課）、施設管理者）
エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進します。また、既設の設備等の維持管理に努めます。
雪害に対する安全性の確保（くらし安心部（防災課）、環境産業部（環境資源対策課）、上下水道局（水道施設課、下水道施設課））
大雪等に伴う都市機能の阻害などの雪害について、ライフライン施設等の機能の確保を図ります。

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止
水道施設の耐震化及び給水体制の確保（くらし安心部（防災課）、上下水道局（水道施設課））
阪神・淡路大震災及び東日本大震災では、上下水道、電気、ガスなどのライフライン施設に甚大な被害が発生したため、ライフラインの安全性のより一層の向上を図ります。
雪害に対する安全性の確保（くらし安心部（防災課）、環境産業部（環境資源対策課）、上下水道局（水道施設課、下水道施設課））
大雪等に伴う都市機能の阻害などの雪害について、ライフライン施設等の機能の確保を図ります。

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

汚水処理機能の確保(上下水道局(下水道施設課))

下水道施設の耐震化や、処理場や幹線管渠のネットワーク等のバックアップ体制の確立など、安全性の確保を図ります。

雪害に対する安全性の確保(くらし安心部(防災課)、上下水道局(下水道施設課))

大雪等に伴う都市機能の阻害などの雪害について、ライフライン施設等の機能の確保を図ります。

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

土砂災害対策(くらし安心部(防災課))

豪雨や地震によるがけ崩れ、土石流等の土砂災害による被害を軽減するために、県とともにがけ崩れ対策(急傾斜地崩壊対策事業)を推進するほか、防災パトロールを引き続き実施します。

治山対策(環境産業部(森林ふれあい課))

森林が有する公益的機能(土砂災害防止、水源かん養等)が発揮されるよう森林整備事業を推進します。

道路・橋りょう等の整備(建設部(道路管理課))

道路や橋りょう等について、耐震化や多重性の確保を進めます。

電線の地中化(建設部(道路整備課))

災害時の電柱倒壊による電線類の寸断、緊急通行車両の通行障害を防ぐため、緊急輸送道路を中心に電線類の地中化を進め、安全性のより一層の向上を図ります。

道路啓開・交通規制体制の整備(建設部(建設総務課、道路管理課))

道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のため、道路啓開の実施体制や交通規制体制を強化します。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生
市街地の防災性向上(建設部(道路整備課))
延焼拡大を防ぐ建物や道路等の整備を進め、地震発生時の火災による被害を抑制します。
避難場所の確保・整備(くらし安心部(防災課)、環境産業部(環境共生課、農業振興課)、都市部(まちづくり計画課)、建設部(道路整備課、公園課))
市街地内及びその周辺に公園や緑地の確保については、秦野市みどりの基本計画への位置づけるとともに、公共空間としての道路、河川機能の確保を図ります。また、都市公園においては、防災上必要な整備を進めるとともに、いざというときに実効性のある対応が円滑に行われるよう、関係機関や関係者との連携に取り組みます。
消防団・自主防災組織の強化(くらし安心部(防災課)、消防本部(警防課))
大規模災害発生時における「自助」「共助」による応急活動を推進するため、地域の防災力の向上や、地域における消防防災のリーダーとして、その地域に密着して住民の安心と安全を守る消防団の充実強化を図ります。また、消防車両・資機材の計画的な更新・整備を推進します。
消防の広域化(連携・協力)の推進(消防本部(消防総務課、情報指令課))
住民の生命、身体、財産を守るという消防の責務を十分に果たすため、市町村の消防の連携・協力により、伊勢原市との指令業務共同運用を推進し、消防力の一層の充実強化を図ります。
消防職員の育成(消防本部(消防総務課)、消防署(消防管理課))
計画的に人材を育成し、職務に応じた教育訓練を受講することで、消防力を強化並びに消防職員の能力向上を図ります。
広域応援体制の強化(くらし安心部(防災課)、消防本部(警防課))
広域的な受援・応援を円滑に行うため、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図ります。
文化財所有者・管理者の防災対策(文化スポーツ部(生涯学習課))
災害から貴重な文化財を保護するため、文化財の防災対策を進めます。

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次災害の発生

住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策(くらし安心部(防災課)、都市部(建築指導課))

住宅の耐震化について、耐震診断実施の呼びかけや、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進を図ります。また、屋内収容物等の転倒防止や落下防止などの安全対策を進めます。

民間大規模建築物の耐震化(都市部(建築指導課))

地震発生時に多くの人滞する可能性がある民間施設の耐震化を促進し、外出先などでの地震の揺れによる被害軽減を図ります。

避難場所の確保・整備(くらし安心部(防災課)、環境産業部(環境共生課、農業振興課)、都市部(まちづくり計画課)、建設部(道路整備課、公園課))

市街地内及びその周辺に公園や緑地の確保については、秦野市みどりの基本計画への位置づけるとともに、公共空間としての道路、河川機能の確保を図ります。また、都市公園においては、防災上必要な整備を進めるとともに、いざというときに実効性のある対応が円滑に行われるよう、関係機関や関係者との連携に取り組みます。

道路啓開・交通規制体制の整備(建設部(建設総務課、道路管理課))

道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のため、道路啓開の実施体制や交通規制体制を強化します。

応急危険度判定等の体制整備(都市部(開発指導課、建築指導課))

応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指導、支援を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成、資機材の確保などを進め、その実施体制、連絡体制及び判定制度相互の連携体制などの整備をさらに充実します。

7-4) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

河川管理施設の整備(建設部(道路管理課)、上下水道局(下水道施設課))

時間の経過とともに老朽化が進む河川管理施設について、維持管理を強化します。

7-5) 有機物質の大規模拡散・流出

危険物等施設の安全対策(消防本部(予防課))

危険物等施設について、安全管理対策の拡充を進めます。

7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

治山対策(環境産業部(森林ふれあい課))

森林が有する公益的機能(土砂災害防止、水源かん養等)が発揮されるよう森林整備事業を推進します。

森林の機能維持(環境産業部(森林ふれあい課))

荒廃林の解消を積極的に図り、保水調整能力が高く、地表浸食防止に効果が高い森林づくりを推進します。

農業用施設等の整備(環境産業部(農業振興課))

老朽化した農業用施設の崩壊、土砂崩れ、湛水等により周辺住宅地等への二次災害を防止するため、災害に強い農業用施設の整備を促進し安全性の確保を図ります。

7-7) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

市民等への情報発信体制の整備(政策部(広報広聴課)、くらし安心部(防災課))

市民等への情報発信体制を整備し、迅速かつ正確に情報提供を行います。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物の処理体制の整備(環境産業部(環境資源対策課))

大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための仕組みづくりを進めます。

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

道路啓開・交通規制体制の整備(建設部(建設総務課、道路管理課))

道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のため、道路啓開の実施体制や交通規制体制を強化します。

復興対策マニュアルの整備(暮らし安心部(防災課))

事前に被災後の復興へ向けた組織体制や手順の検討をするなど、応急復旧体制から復興体制へ移行できるように取り組みます。

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

市民の防災意識の向上(暮らし安心部(防災課))

市民の防災意識の向上に努め、「自助」「共助」の取組を推進します。

防災教育の充実(暮らし安心部(防災課)、教育部(教育研究所))

学校を拠点とした防災活動の展開及び将来的な地域防災の担い手育成を図るなど、防災教育の一層の充実を図ります。

消防団・自主防災組織の強化(暮らし安心部(防災課)、消防本部(警防課))

大規模災害発生時における「自助」「共助」による応急活動を推進するため、地域の防災力の向上や、地域における消防防災のリーダーとして、その地域に密着して住民の安心と安全を守る消防団の充実強化を図ります。また、消防車両・資機材の計画的な更新・整備を推進します。

要配慮者等への支援(くらし安心部(防災課)、福祉部(高齢介護課、障害福祉課))

高齢者をはじめとした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全を確保します。

避難所の運営体制の整備(くらし安心部(防災課)、環境産業部(生活環境課))

避難所での生活環境を常に良好なものとするため、要配慮者へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難のルール作成、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点が反映できるようにするなど、避難所の運営には十分配慮するよう努めます。

応急仮設住宅の迅速・的確な提供(都市部(交通住宅課、公共建築課))

応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に実施するため、事前対策を進めます。

ペット対策(環境産業部(生活環境課))

大規模災害により飼主が不明になったり、負傷したり、避難所において飼育が困難になった犬、猫等のペットを保護、収容する等の対策を行います。

災害救援ボランティア活動の充実強化(くらし安心部(市民活動支援課))

ボランティアの迅速な受入体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、一般ボランティアと専門ボランティア・NPO・企業等との連携強化等の対策を行います。

被災者相談の実施体制の整備(くらし安心部(市民相談人権課))

地震発生直後の混乱期から復旧・復興が進む時期に至るまで、行方不明者のことや生活復興に関すること、事業の再興に関することなど、市民からの多種多様な相談・要望等に対応するため、相談窓口の開設や対応マニュアルの整備、関係機関との連携を進めます。

復興対策マニュアルの整備(くらし安心部(防災課))

事前に被災後の復興へ向けた組織体制や手順の検討をするなど、応急復旧体制から復興体制へ移行できるように取り組みます。

8-4) 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態**復興対策マニュアルの整備(くらし安心部(防災課))**

事前に被災後の復興へ向けた組織体制や手順の検討をするなど、応急復旧体制から復興体制へ移行できるように取り組みます。

地籍調査の推進(建設部(建設総務課))

大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する未整備箇所を解消するため地籍調査を着実に推進します。

8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

河川改修(建設部(道路整備課)、上下水道局(下水道施設課))

準用河川を整備するにあたっては、1時間あたり50mmの降雨相当の計画規模を当面の目標として河川改修を行う必要があります。

排水施設の整備(上下水道局(下水道施設課))

浸水防止対策の整備を促進します。

地籍調査の推進(建設部(建設総務課))

大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する未整備箇所を解消するため地籍調査を着実に推進します。

(別表3) KPI一覧表

1-1) 都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生							
指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業 主体
防災講演会等の参加者数	くらし安心部 (防災課)	人	令和6年度	2,914	令和12年度	41,000	市
消防団車両更新台数	消防本部 (警防課)	台	令和8年度	2	令和12年度	10	市
消防団車庫待機室建替え棟数	消防本部 (警防課)	棟	令和8年度	1	令和12年度	5	市
耐震性貯水槽整備計画に基づく地震に強い防火水槽の設置を行う基数	消防本部 (警防課)	基	令和8年度	1	令和12年度	2	市
小中学校施設改修事業 (R8~R12で予定している改修、更新工事の件数)	教育部 (教育総務課)	件数	令和7年度	—	令和12年度	25	市
通学路安全対策事業	教育部 (学校教育課)	件	令和7年度	即応可能な安全対策の全件実施	令和12年度	即応可能な安全対策の全件実施	市

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災							
指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業 主体
小中学校施設改修事業 (R8~R12で予定している改修、更新工事の件数)	教育部 (教育総務課)	件数	令和7年度	—	令和12年度	25	市
通学路安全対策事業	教育部 (学校教育課)	件	令和7年度	即応可能な安全対策の全件実施	令和12年度	即応可能な安全対策の全件実施	市

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水							
指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業 主体
農道整備の完成延長	環境産業部 (農業振興 課)	m	令和 6 年度	468	令和 12 年度	738	市

1-5) 大規模な火山噴火・風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態							
指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業 主体
秦野産材の素材生産量の増加	環境産業部 (森林ふれあ い課)	m ³	令和 4 年度	5,436	令和 12 年度	5,500	市
農道整備の完成延長	環境産業部 (農業振興 課)	m	令和 6 年度	468	令和 12 年度	738	市
防災講演会等の参加者数	くらし安心部 (防災課)	人	令和 6 年度	2,914	令和 12 年度	41,000	市
消防団車両更新台数	消防本部 (警防課)	台	令和 8 年度	2	令和 12 年度	10	市
消防団車庫待機室建替え 棟数	消防本部 (警防課)	棟	令和 8 年度	1	令和 12 年度	5	市
耐震性貯水槽整備計画に 基づく地震に強い防火水 槽の設置を行う基数	消防本部 (警防課)	基	令和 8 年度	1	令和 12 年度	2	市
関係機関との連携強化及び応 援体制の充実強化を図ること を目的とした合同訓練の実施	消防署 (消防管理課)	回	令和 6 年度	6	令和 12 年度	7	市
小中学校施設改修事業 (R8~R12 で予定している 改修、更新工事の件数)	教育部 (教育総務 課)	件数	令和 7 年度	—	令和 12 年度	25	市

通学路安全対策事業	教育部 (学校教育課)	件	令和7年度	即応可能な 安全対策の 全件実施	令和12年度	即応可能な安全対 策の全件実施	市
指定及び意見具申数(累計)	文化スポーツ部 (生涯学習課)	件	令和7年度	3	令和12年度	3	市

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業 主体
防災講演会等の参加者数	くらし安心部 (防災課)	人	令和6年度	2,914	令和12年度	41,000	市
消防団車両更新台数	消防本部 (警防課)	台	令和8年度	2	令和12年度	10	市
消防団車庫待機室建替え 棟数	消防本部 (警防課)	棟	令和8年度	1	令和12年度	5	市
耐震性貯水槽整備計画に 基づく地震に強い防火水 槽の設置を行う基数	消防本部 (警防課)	基	令和8年度	1	令和12年度	2	市

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業 主体
基幹管路の耐震化率	上下水道局 (水道施設 課)	%	令和元年度	40	令和12年度	61.9	市
防災講演会等の参加者数	くらし安心部 (防災課)	人	令和6年度	2,914	令和12年度	41,000	市
消防車両更新台数	消防本部 (警防課)	台	令和8年度	3	令和12年度	10	市

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業 主体
道路施設（橋りょう、トンネル、大型カルバート）長寿命化・橋りょう耐震化工事実施箇所数	建設部 （道路管理課）	箇所	令和 8 年度	2	令和 12 年度	12	市

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業 主体
救急車両更新台数	消防本部 （警防課）	台	令和 8 年度	1	令和 12 年度	5	市
共同消防指令センター建設	消防本部 （消防総務課）	棟	令和 7 年度	1	令和 12 年度	1	市
消防指令システム 消防救急デジタル無線設備構築	消防本部 （情報指令課）	式	令和 7 年度	1	令和 12 年度	1	市
救急救命士の計画的養成 （資格取得者数）	消防本部 （消防総務課）	人	令和 7 年度	1	令和 12 年度	5	市
指導救命士の計画的養成 （認定要件取得者数）	消防署 （消防管理課）	人	令和 7 年度	4	令和 12 年度	6	市
消防車両更新台数	消防本部 （警防課）	台	令和 8 年度	3	令和 12 年度	10	市

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業 主体
道路施設（橋りょう、トンネル、大型カルバート）長寿命化・橋りょう耐震化工事実施箇所数	建設部 （道路管理課）	箇所	令和 8 年度	2	令和 12 年度	12	市
子ども向けの応急手当講習会（受講者数）	消防本部 （消防管理課）	人	令和 6 年度	866	令和 12 年度	900	市
消防車両更新台数	消防本部 （警防課）	台	令和 8 年度	3	令和 12 年度	10	市

3-3) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業 主体
小中学校施設改修事業 （R8～R12 で予定している改修、更新工事の件数）	教育部 （教育総務課）	件数	令和 7 年度	—	令和 12 年度	25	市
通学路安全対策事業	教育部 （学校教育課）	件	令和 7 年度	即応可能な安全対策の全件実施	令和 12 年度	即応可能な安全対策の全件実施	市

5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業 主体
秦野産材の素材生産量の増加	環境産業部 （森林ふれあい課）	m ³	令和 4 年度	5,436	令和 12 年度	5,500	市

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業 主体
基幹管路の耐震化率	上下水道局 (水道施設 課)	%	令和元年度	40	令和12年度	61.9	市

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業 主体
浄水管理センターの耐震化率	上下水道局 (下水道施設 課)	%	令和6年度	65	令和12年度	80	市
管路耐震化整備率	上下水道局 (下水道施設 課)	%	令和6年度	13.4	令和12年度	100	市

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業 主体
秦野産材の素材生産量の増加	環境産業部 (森林ふれあ い課)	m ³	令和4年度	5,436	令和12年度	5,500	市
道路施設(橋りょう、トンネル、大型カルバート)長寿命化・橋りょう耐震化工事実施箇所数	建設部 (道路管理 課)	箇所	令和8年度	2	令和12年度	12	市

7-1) 市街地での大規模火災の発生

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業 主体
消防団車両更新台数	消防本部 (警防課)	台	令和 8 年度	2	令和 12 年度	10	市
消防団車庫待機室建替え 棟数	消防本部 (警防課)	棟	令和 8 年度	1	令和 12 年度	5	市
耐震性貯水槽整備計画に 基づく地震に強い防火水 槽の設置を行う基数	消防本部 (警防課)	基	令和 8 年度	1	令和 12 年度	2	市
共同消防指令センター建 設	消防本部 (消防総務 課)	棟	令和 7 年度	1	令和 12 年度	1	市
消防指令システム 消防救急デジタル無線設 備構築	消防本部 (情報指令 課)	式	令和 7 年度	1	令和 12 年度	1	市
消防車両更新台数	消防本部 (警防課)	台	令和 8 年度	3	令和 12 年度	10	市

7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業 主体
秦野産材の素材生産量の増加	環境産業部 (森林ふれあ い課)	m ³	令和 4 年度	5,436	令和 12 年度	5,500	市
地域水源林長期施業受委 託事業における森林整備 面積	環境産業部 (森林ふれあ い課)	ha	令和 6 年度	21.58	令和 12 年度	23	市
農道整備の完成延長	環境産業部 (農業振興 課)	m	令和 6 年度	468	令和 12 年度	738	市

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる
事態

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業 主体
消防団車両更新台数	消防本部 (警防課)	台	令和 8 年度	2	令和 12 年度	10	市
消防団車庫待機室建替え棟数	消防本部 (警防課)	棟	令和 8 年度	1	令和 12 年度	5	市
耐震性貯水槽整備計画に基づく地震に強い防火水槽の設置を行う基数	消防本部 (警防課)	基	令和 8 年度	1	令和 12 年度	2	市

第4章 計画の推進

1 市地域計画の推進体制

本市の強靱化に向けた取り組みに当たっては、全庁横断的な体制の下で、全庁一丸となって推進していく必要があります。また、国、県、関係団体、民間事業者及び市民等との連携、協力を進めることが非常に重要になっており、平時から様々な取り組みを通じた関係構築を進めるとともに、効果的な施策の実施に努めます。

2 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。

本市では、人命の保護を最優先とする観点から施策の重点化を図ることとし、重点化すべき施策により回避する「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおりとします。

1-1)	都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
1-2)	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
1-4)	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
1-5)	大規模な火山噴火・風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態
1-6)	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2-1)	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2-3)	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-6)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
3-3)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4-1)	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
7-1)	市街地での大規模火災の発生

3 計画の見直し

市地域計画については、今後の社会経済情勢の変化、国、県等の強靱化に関する施策の取組状況や、本市の施策進捗状況を考慮しつつ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとします。なお、市地域計画は、他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けているものであることから、国土強靱化に関する他の計画については、それぞれ計画の見直し、修正等の時期に合わせて必要となる検討を行い、市地域計画と整合を図るものとします。

秦野市国土強靱化地域計画

令和8年（2026年）3月改定

編集・発行 秦野市役所 暮らし安心部 防災課

秦野市桜町一丁目3番2号

電話 0463-82-5111（代表）

メール bousai@city.hadano.kanagawa.jp